	無線設備の製造番号	
	空中線の利得	
	指向方向	
⑦　開設した無線局数		
⑧　備考		

3　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
2　該当する□にレ印を付けること。
3　1の欄は、次によること。
⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
⑵　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
⑷　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
4　2の欄は、次によること。
⑴　①の欄は、現に包括登録を受けている無線局の番号を記載すること。
⑵　②の欄は、当該届出に係る登録局を開設した、又は当該登録局に係る事項を変更した日を「H28.12.21」のように記載すること。
⑶　③の欄は、次によること。
ア　包括登録に係る無線局の開設の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「開設した日から何月目の日」のように記載すること。
イ　包括登録に係る無線局の変更の届出を行う場合は、当該届出に係る登録局の運用開始の期日を「H28.12.21」、「変更した日から何月目の日」のように記載すること。